

世田谷区長 あて

申請者 住 所

ふりがな

氏 名



電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成金交付申請書

世田谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成対象費用 円 (消費税額 含む 含まない)
- 2 総事業費 円 (消費税額 含む 含まない)
- 3 消費税仕入税額控除  する  しない
- 4 受付番号
- 5 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の概要

助成対象事業の区分	<input type="checkbox"/> 耐震診断	<input type="checkbox"/> 補強設計	<input type="checkbox"/> 耐震改修
	<input type="checkbox"/> 建替え	<input type="checkbox"/> 除却	<input type="checkbox"/> 耐震化準備事業
建築物の名称			
所在地	(地名地番) 世田谷区	丁目	番地
	(住居表示) 世田谷区	丁目	番 号
建築確認年月日	昭和 年 月 日 第 号		
検査済証	有・無	昭和 年 月 日 第 号	
用途		構造	
階 数 ・住戸数	地上 階 / 地下 階	延べ面積	m <sup>2</sup>
	住戸数: 戸	高 さ	m
助成対象事業の実施予定事業者			
助成対象事業の実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
耐震診断の方法			
備 考			

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、補助金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

## 【共通】

- 案内図
- 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類
- 確認通知書及び検査済証又は台帳記載証明書若しくは建築確認年月日及び延べ面積がわかる書類
- 代表者承諾書（共有者がいる場合。分譲マンションの場合は、理事長決定時の総会議事録等）
- 助成対象事業の実施承諾書（共有者がいる場合。分譲マンションの場合は、助成対象事業決定時の総会議事録等）
- 管理組合の規約（管理組合がある場合）
- 法人全部事項証明書（法人の場合）
- 特定緊急輸送道路に接する沿道建築物であることが確認できる書類
- その他（委任状、配置図、平面図、立面図、断面図、求積図等）
- 消費税仕入税額控除確認書(第1号の2様式)(助成対象費用に消費税を含めている場合)
- 助成対象事業の実施予定事業者が東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年東京都条例第36号。以下「東京都耐震化推進条例」という。)第10条第1項に掲げる者であることを証する書面
- 助成対象事業の実施予定事業者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者であることを証する書面
- 出来高予定表（助成対象事業が複数年度にまたがる場合）

## 【耐震診断の場合】

- 耐震診断に要する費用の見積書
- 耐震診断工程表（概要）

## 【補強設計の場合】

- 耐震診断報告書（概要版）及び耐震診断に係る評定書
- 補強設計に要する費用の見積書
- 補強設計工程表（概要）
- 対象建築物が建築基準法に適合していることが確認できる書類又は不適合内容が確認できる書類

## 【耐震改修、建替え、除却又は耐震化準備事業の場合】

- 耐震診断報告書（概要版）及び耐震診断に係る評定書
- 補強設計に係る評定書（耐震改修又は耐震化準備事業の場合）
- 耐震改修、建替え又は耐震化準備事業に関する設計図書（建替えの場合は省エネ基準適合建築物とすることが確認できる図書を含む）
- 耐震改修、建替え、除却又は耐震化準備事業に要する費用の見積書
- 耐震改修、建替え、除却又は耐震化準備事業工事工程表（概要）
- 補強計画が建築基準法に適合していることが確認できる書類又は不適合内容及び是正計画の内容が確認できる書類（耐震改修又は耐震化準備事業の場合）
- 確認済証又は認定書（該当する場合のみ）
- 建替えを行う旨が記載された書面（建替え又は除却で、申請者が分譲マンション管理組合の場合）
- 令和18年3月31日までに耐震改修最終工事完了の予定がわかる資料（耐震化準備事業の場合）
- 占有者加算内訳書、占有者との賃貸借契約書及び占有者が工事中に退去することがわかる資料等（該当する場合）